

「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議

私たちの暮らす沖縄は、日本本土とは異なる言語圏を形成しており、ユネスコの世界文化遺産に指定された組踊や琉球舞踊、芝居、島唄、エイサーなどの内外に誇る独自の郷土文化を開花させてきた。これらの彩り豊かな郷土文化を支え土台となっているのが「しまくとうば」である。

「しまくとうば」は、県内各地の暮らしの中で語り継がれ愛着をもって使われてきたことばであり、地域固有の文化遺産である。

しかしながら、「しまくとうば」は、過去の標準語励行教育を通じ使用が制限された歴史があり、最近では話すことはもとより、聞くこともできない世代が増加しているため、沖縄の貴重な言語文化の喪失につながりかねないことが危惧されている。

このような中、平成18年、沖縄県議会は「しまくとうば」を次世代へ継承していくため、「しまくとうばの日に関する条例」を制定、これに基づいて沖縄県は9月18日を「しまくとうばの日」と定めた。

私たちは、本条例の趣旨に基づき、脈々と伝えられてきた伝統文化の「灯」を消さぬよう「しまくとうば」の価値を再認識し、自信と誇りをもちながら次世代へ継承していく責務があると考えます。

よって本議会は、「しまくとうば」の普及促進を図り、市民、県民一人一人が「しまくとうば」に対する関心と理解を深め、生活の中で「しまくとうば」に親しめるよう、あらゆる努力をすることをここに宣言する。

以上、決議する。

平成24年10月4日

沖縄県うるま市議会